

呉市水道局告示第14号

平成23年度及び平成24年度において呉市水道局(以下「局」という。)が発注する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造(以下「建設工事」という。)の一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び資格審査の申請手続などについて、呉市水道局契約規程(昭和39年呉市水道局規程第12号)第3条第4項(同規程第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成22年10月19日

呉市水道企業管理者

荒井 和雄

1 入札参加資格申請書を提出することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格申請書を提出することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査(以下「資格審査」という。)を申請しようとする建設工事の種類について必要な経営事項審査(法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。)を受けていない者(必要な経営事項審査については、2の(1)で定める。)及び結果通知書における年間平均完成工事高の実績を有していない者
- (4) 市町村税ならびに消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (5) 経営事項審査又は資格審査の申請において虚偽の申請を行った者(過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は局の入札参加資格の取消しをされた者で、資格

審査の申請日において、当該処分の日から3年を経過している者を除く。)又は重要な事項について記載(添付)しなかった者

2 入札参加資格審査に関する事項

次に掲げる事項を総合的に審査した結果に基づき、資格審査の申請のあった建設工事の種類に応じて必要な数値に区分し、これを発注の標準とする予定金額に対応させて定めた資格とする。

(1) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号(建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件。)に規定する項目

(2) 主観的審査事項

ア 局が発注した建設工事の完成工事成績

イ 局の指名停止等の状況

ウ 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

エ 環境管理のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

オ エコアクション2.1ガイドラインに基づく認証・登録の有無

カ 社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度の所属技術者における学習単位数

キ 障害者雇用の状況

ク 建築C P D運営会議の建築C P D(継続能力/職能開発)情報提供制度の所属建築士又は建築設備士における認定時間数

ケ 呉市建設業危機管理対策協議会に加入の有無

コ 法令違反その他管理者が必要と認める事項

3 資格審査申請の手続

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、建設工事入札参加資格審査申請書(別記様式1)及び別表に掲げる書類(様式は別に定める。以下「申請書等」

という。)を管理者に提出しなければならない。

(2) 提出期間

ア 平成22年11月1日(月)から平成22年11月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

なお、提出期間経過後は、管理者が特に必要とする場合を除き受理しない。

イ 追加提出期間

別に告示する。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

申請書等は、法第3条第1項に規定する本店又は支店等を呉市内に有する者は持参するものとし、それ以外の者は持参又は郵送によるものとする。

イ 提出場所

呉市水道局管理部財務課契約係

(〒737-0811 呉市西中央3丁目1番5号 呉市水道局2階 電話 0823-26-1612)

4 資格審査結果の通知

資格審査結果は、平成23・24年度の建設工事入札参加有資格者名簿に登載し、申請者に通知する。

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

資格の取消しを受けた者は、平成23年度及び平成24年度において再び資格の認定を受けることができない。また、平成25年度以降についても、その取消しに係る資格審査の申請の日から36か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができない。

6 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成25年3月31日まで有効とする。ただし、平成25年4月1日以降においても平成25年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成25年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

7 申請書等の記載事項の変更

申請後において申請書等の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに変更事項を記載した書類等を提出すること。

8 随意契約についての準用

7までの事項は、特別の場合を除き、局が随意契約により建設工事を発注する場合における当該契約の相手方となるべき者の資格について準用する。

9 その他の事項

- (1) 呉市及び呉市交通局へ入札参加を希望する者は、それぞれに提出すること。
- (2) この告示で定めない事項については、必要に応じて管理者が定める。

別 表

番号	資格審査申請書類等	様式番号	書面申請	
			市外業者	市内・準市業者
1	建設工事入札参加資格審査申請書	様式 1		
2	営業所一覧表（建設業許可申請書に添付したもの）（写し可）			
3	建設業許可証明書又は通知書（写し可）			
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（有効かつ最新のものに限る。）（写し可）			
5	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3，その3の2，その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）（写し可）			
6	委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項を証した書面）			
7	商業登記簿謄本（写し可） 法人の場合のみ			
8	誓約書（個人事業者用），代表者の身分証明書（写し可） 個人事業者の場合のみ	様式 2		
9	使用印鑑届	様式 3		
10	印鑑証明書（写し可）			
11	納税に関する誓約書（法人・代表者・受任者用）	様式 4		
12	営業用機械・器具調書	様式 5	-	
13	営業所等所在調書	様式 6	-	
14	技術職員名簿（経営事項審査申請書の別紙二）（写し可）（記載者等のみ登録する）		-	
15	主観的事項の状況	様式 7	-	
16	ISO9001登録証及び付属書類（写し可）		-	

17	ISO14001登録証及び付属書類（写し可）		-	
18	エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録に係る認証・登録証（写し可）		-	
19	呉市建設業危機管理対策協議会会員証明書（写し可）		-	
20	CPDS取得単位証明書（写し可）		-	
21	建築CPD認定時間数証明書（写し可）		-	
22	障害者雇用状況報告書等（写し可）		-	
23	工事経歴書（経営事項審査申請の添付書類）（写し可）		-	
24	受付票	様式8		
25	返信用封筒（住所記入・80円切手糊付）1通（郵送の場合は2通）			
26	ファイル（A4サイズ・ピンク色）			

1. 別表記号等の説明

必ず提出してください。

必要な場合に提出してください。

2. 各種証明書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。

3. 特記事項

平成23年度当初に登録する呉市水道局の技術者名簿（市内・準市内業者対象）には、番号15により提出された技術職員名簿（経審別紙二）に記載されている技術者及びその資格のみを対象とします。